

遺産分割調停を申し立てる方へ

1 概要

亡くなられた方（被相続人）の遺産の分割について、相続人の中で話し合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することができます。調停手続を利用する場合は、遺産分割調停事件として申し立てます。この調停は、相続人全員が関与する必要があるため、相続人のうちの1人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てることになります。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出していただいたりして事情をよく把握します。その上で、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示するなど、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- 申立手数料・・・被相続人1人につき収入印紙1200円分
- 連絡用の郵便切手・・・当事者1人につき570円分
(内訳 100円×1枚, 82円×5枚, 20円×2枚, 10円×2枚)

3 申立てに必要な書類

裁判所には、次の書類を提出していただくこととなりますが、必ず申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日に持参してください。また、事案により書類の追加提出をお願いすることがあります。

申立書

※ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付することになりますので、裁判所提出分のほかに、相手方用のコピーを相手方の人数分提出してください。相手方に知られたくない情報（住所など）がある場合には、申立書には記載せず、裏面の「お問い合わせ先」に記載方法をお問い合わせください。

- 事情説明書
- 連絡先等の届出書
- 進行に関する照会回答書
- 戸籍、住民票

- 1 被相続人の出生時から死亡時までの連続するすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- 2 相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）及び住民票（又は戸籍附票）

※ 被相続人と相続人との関係によっては、上記1、2の他にも必要な戸籍があります。事案により必要な戸籍が異なりますので、最高裁のウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> 内にある遺産分割調停の手続案内をご覧ください。裏面の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。

相続関係図

遺産を証する資料

(例えば、不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預金通帳写し又は残高証明書等)

→ 不動産登記事項証明書を除く資料については、相手方にもコピーを交付します。そのため、コピーは（相手方の数+1）通ご用意ください。

※ **裏面もお読みください。**

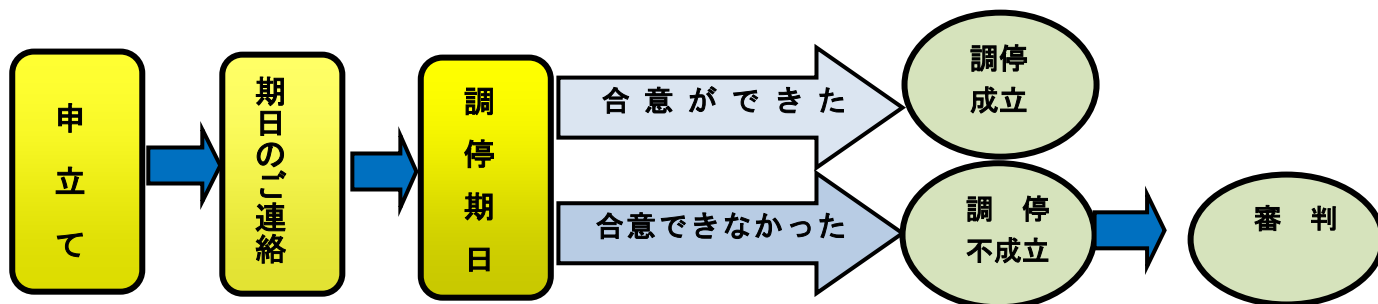
4 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれの待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室において、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくことになります。



6 調停手続で必要な書類を提出する場合

- 申立ての際に提出してもらった資料のほかに、必要に応じて、あなたの言い分を裏付ける資料を提出していただくことがありますので、調停委員の指示にしたがってください。
- 書類を提出するときは、提出する書類のコピーを（相手方の数+1）通とり、そのコピーを裁判所に提出してください。調停期日には、裁判所に提出したコピーのもとになった書類を持参してください。
- 〔例〕預金通帳を提出するときは、預金通帳全部のコピーをとり、コピーは裁判所に提出し、預金通帳の原本は調停期日に持参する。〕
- 相手方に知られたくない情報（たとえば、現住所など）がある書類を提出する場合は、マスキング（黒塗り）してください（裁判所用及び相手方用のコピー全てを同様に作成してください）。マスキングできない書類を提出する場合は、当庁備え付けの「非開示の希望に関する申出書」を提出していただく必要がありますので、調停委員又は担当書記官にその旨お申し出ください。

7 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり、コピーさせたりすること）について

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、提出された書類について、相手方に見せること、コピーさせることはしないしてほしいとの申し出があっても閲覧・謄写される可能性があります。

また、調停が不成立となり、審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類であっても、審判手続では、あらためて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定めにより、原則として許可されますので、留意してください。

お問い合わせ先 990-8531 山形市旅籠町二丁目4番22号
電話 023-623-9511（代表）山形家庭裁判所